

生物多様性国家戦略 2023-2030

概要版



2024年10月発行

編集・発行 環境省自然環境局

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

生物多様性ウェブサイト 生物多様性国家戦略

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html>

E-mail:NBSAP@env.go.jp

編集:(一財)自然環境研究センター

©Ministry of the Environment 2024

ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ

かけがえのない生物多様性

地球上の生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化し、未知のものも含めると3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらのいのちは、食べる、食べられるなどの関係を持ち、それぞれが網の目のように様々な関係でつながり、長い年月をかけて現在の地球の姿を作りあげてきました。私たち人間も、地球という大きな生態系の一員であり、他の生きものとともに生きています。

ところが、私たち人間は世界各地で生態系を破壊し、たくさんの生きものたちを危機的な状況に陥らせています。今、地球上の生きものは、恐竜が減んだときよりもはるかに速いスピードで絶滅しているのです。人間には、生きもののいのちを創りだすことはできません。私たちは、人間を含めた地球上のいのちが互いにつながりあい、支えあっていることをあらためて認識し、常に謙虚に、そして慎重に行動しなければなりません。



くじゅう平治岳のミヤマキリシマと坊ガツル・春（阿蘇くじゅう国立公園）



サンゴとマンタ（西表石垣国立公園）

いのちの源、くらしの土台

—いのちと暮らしを支える生物多様性

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生きものが関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。

生きものがうみだす大気と水—基盤サービス

私たちに不可欠な酸素は、多様な植物などによる数十億年にわたる光合成にともなってつくられました。栄養豊かな土壌は、生きものの死骸などが微生物により分解されることでうまれます。雨水は、森林の土壌に浸透する中で栄養分を含み、河川・海へと流れています。水の循環や気温・湿度の調節にも、植物の葉からの蒸発散や森林が水を蓄えるはたらきが深く関わっています。

このように、生物多様性は人間を含めたすべての生命が存立する基盤となっています。



奥入瀬溪流

暮らしの基礎—供給サービス

私たちが食べているご飯、野菜、魚、肉、住む家に使われる木材、身につける衣類に使われる綿、麻などは、水田、畑、森林、海などから農林水産業を通じてもたらされています。農作物の多くは、花を訪れる昆虫や鳥などに受粉を助けられています。生きものの遺伝的な情報や形態・機能は、農作物の品種改良や医薬品の開発、技術革新のヒントになっています。

このように、生物多様性は私たちの暮らしを支えています。



アカマルハナバチ

自然と文化の多様性—文化的サービス

私たち日本人は、豊かながら荒々しい自然を前に、花鳥風月を題材とした芸術などの多様な文化を形成し、自然と共生するという自然観を持つようになりました。自然と文化が一体となった「風土」は、地域固有の食文化、工芸、芸能などを育んできました。豊かな自然に接し学ぶことは、子どもたちの健全な成長に欠かせません。

このように、生物多様性は、私たちの心を支える豊かな文化の根源といえます。



自然観察をする子どもたち

自然に守られる私たちの暮らし—調整サービス

豊かな森林は、山地災害の防止や土壌の流出防止、安全な飲み水の確保に貢献します。サンゴ礁は台風による高波から沿岸を守ります。森林や海は、温室効果ガスの吸収によって気候の調整に重要な役割を果たしています。農薬や化学肥料の使用を抑えた農業は、病害虫の天敵となる在来種や土壌微生物を守り、食料の安全にもつながります。

このように、健全で豊かな生物多様性は、将来にわたる暮らしの安全性を保証するといえます。



ブナの老樹

自然とともに生きる

私たちはこうした豊かな恵みをもたらす自然、また時として脅威となりうる自然に対し、感謝と畏敬の念をもって接し、自然の理(ことわり)に沿って生きていくことが大切です。また、自然を次の世代に受け継ぐ資産として捉え、持続的な経済を考えていく必要があります。こうした人と自然との関わりを広げていくことにより、「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会」をつくっていかねばなりません。



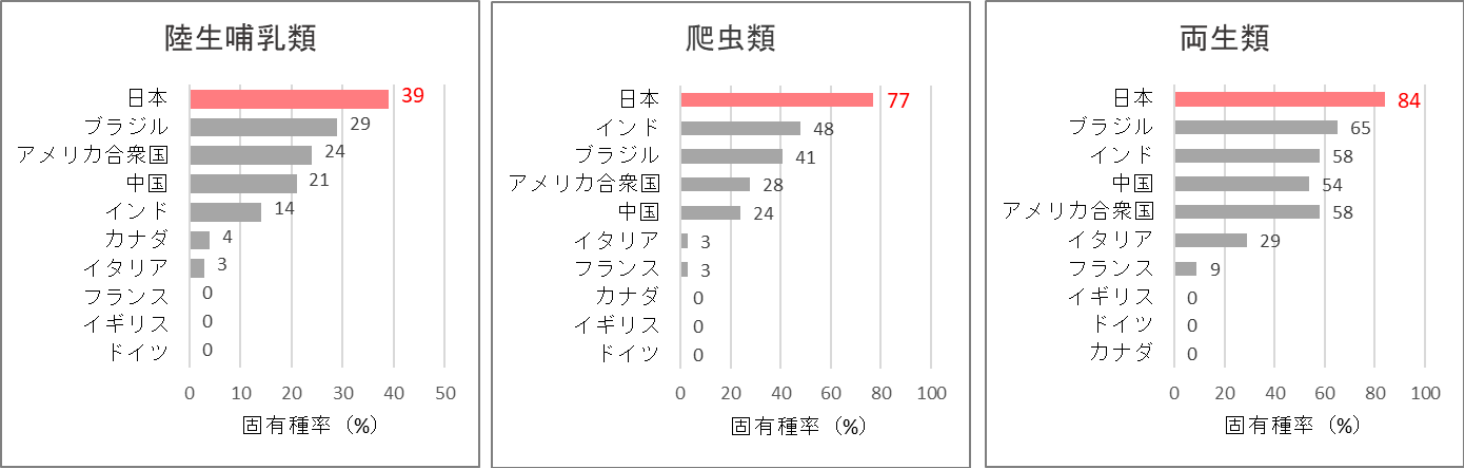
水田にコウノトリ 写真：兵庫県豊岡市

ー日本の生物多様性と生態系サービスの現状

生きものにぎわう島ー日本

日本では、南北に長い国土や変化に富む地形、明瞭な四季の変化などにより多様な環境が作りだされてきました。その結果、約38万km²の国土に、現在知られている種だけで9万種以上、まだ知られていないものを含めると30万種を超える生きものがいると推定されています。里地里山など人の手が加えられた二次的自然も、そういった環境を好む生きものの生息・生育地となっています。また、渡り鳥やウミガメなど広域を移動する生きものも、繁殖などのために国境を越えて訪れています。

日本で見られる生きもののうち、陸生哺乳類の約4割、爬虫類や両生類の約8割、維管束植物の約5割が日本の固有種です。この固有種率は、たとえば経済規模の大きな国のなかで比較してみると、突出して高いことがわかります。



GDP(国内総生産)上位10か国における固有種率
出典:環境省自然環境局生物多様性センター「日本の生物多様性 自然と人との共生」、
世界資源研究所ほか「世界の資源と環境 2000-2001」を基に作成

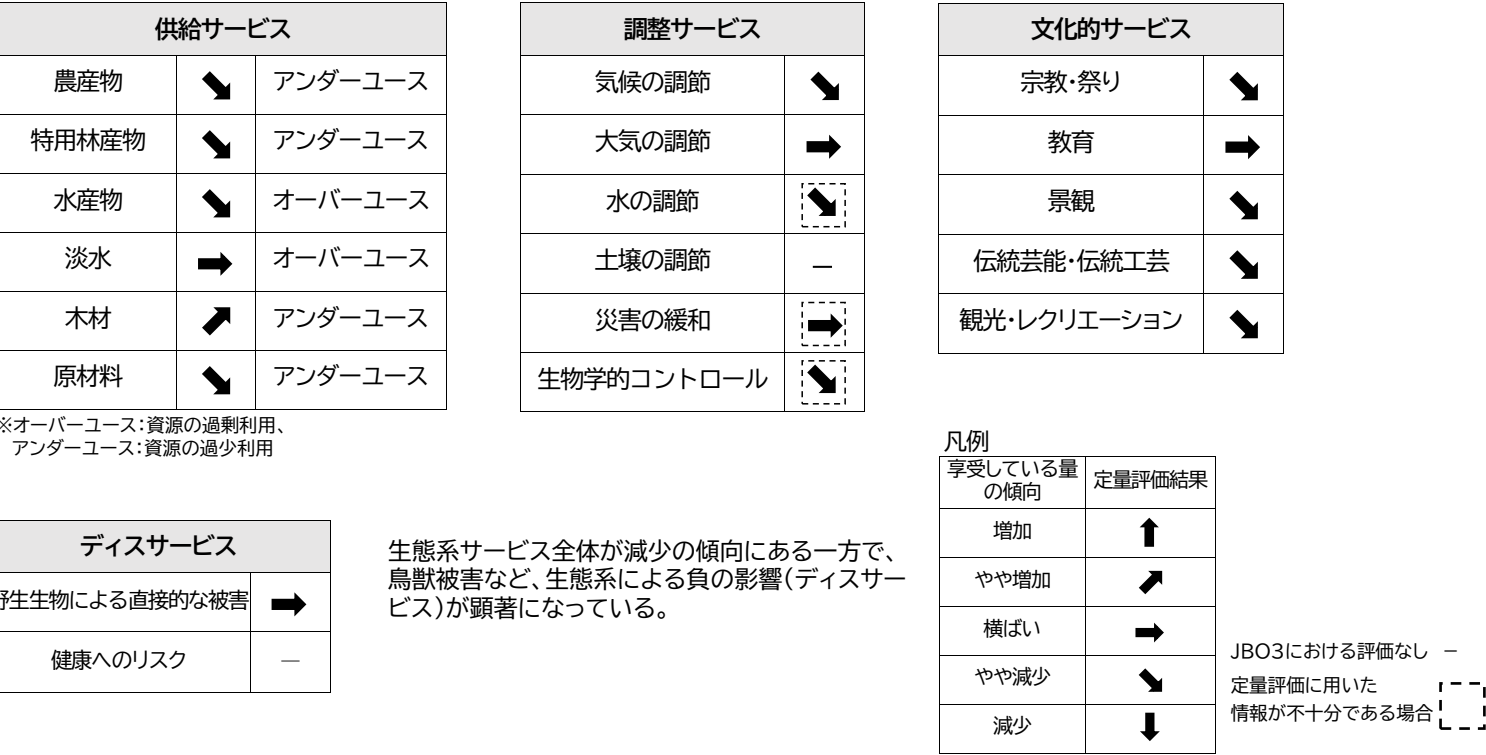
失われ続ける日本の生物多様性と生態系サービス

日本の生物多様性は次第に失われており、その損失の速度は生態系によっては抑えられているものの、全体としては損失が続いています。たとえば、里地里山では、農地、水路・ため池、里山林の管理の担い手が不足した結果、生きものの生息・生育地としての質が低下しています。干潟などの沿岸域や、河川・湖沼などの陸水域でも、生物多様性の損失が続いています。

また、私たちの暮らしは様々な自然の恵みによって物質的には豊かになりましたが、国内の生態系サービスは劣化しています。たとえば、海外からの輸入量の増加や資源量の変化などにより、農林水産物の生産量は減少しています。また、森林等による温室効果ガスの吸収や水質浄化の機能は低下傾向にあり、地域の自然と関わる文化や伝統知も失われつつあります。



JBO3(2021)における生物多様性の状態の評価



JBO3(2021)における生態系サービスの状態の評価(過去20年～現在の間)

—生物多様性の4つの危機

日本の生物多様性には、要因の異なる4つの危機が影響を与えています。



ミヤコタナゴ
湧水のある水路や池に生息する淡水魚で、河川・農地・宅地の開発などにより分布域が減少し、関東平野のごく一部だけでみられます。

第1の危機

「開発など人間活動による危機」

人間の活動が引き起こした負の要因による、生物多様性への影響です。

開発などによる生息・生育地の減少や環境の悪化、生きものの乱獲・盗掘などによる個体数減少は依然続いています。気候変動対策である太陽光発電や風力発電等も、導入方法によっては生態系に悪影響を与えることがあります。

第2の危機

「自然に対する働きかけの縮小による危機」

第1の危機とは対照的に、自然に対する人の働きかけが減ることによる影響です。

里地里山では、農地、水路・ため池、里山林などが管理されなくなった結果、そういった環境を好む生きものが減少しています。さらに、狩猟者の減少などによりニホンジカ、イノシシの分布域が拡大しており、農林業被害や生態系への影響が問題となっています。



ミナメダカ

メダカなどの淡水魚類や、ゲンゴロウ類などの水生昆虫は、かつては身近にみられましたが、近年、水田やため池の消失等により急激に減少しています。



コガタノゲンゴロウ

—危機の背景にあるもの

社会経済の変化と私たちの価値観

生物多様性の危機の背景には、社会経済の様々な変化があります。たとえば、産業構造の変化による農林業の縮小や、薪炭から化石燃料へのエネルギー源のシフトは、里地里山における農地や里山林の管理の放棄につながりました。また、グローバル化の進行は、食料や木材等の自給率低下や外来種問題を引き起こしています。

このような社会経済の変化をもたらすものは、社会のあり方と国民全体の価値観・行動であり、国民一人一人が生物多様性の重要性を十分認識できていない状況が、生物多様性が失われる根本的な要因だといえます。

第3の危機

「人間により持ち込まれたものによる危機」

外来種や化学物質など人によって持ち込まれたものによる生態系への影響です。

国内外から持ち込まれた外来種は、その地域に元からいた生きものを食べたり、生息・生育場所や食物を奪ったり、交雑して遺伝的になく乱をもたらしなど、地域固有の生態系を脅かしています。

近年では、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生態系への影響も懸念されています。



ヒアリ
主に海外からの貨物に紛れて侵入します。在来アリを含む生態系に影響を与えるほか、毒針で人を刺します。定着しないよう、水際での防除やモニタリングが行われています。

第4の危機

「地球環境の変化による危機」

気温の上昇や降水量の変化、強い台風の頻度が増すといった気候変動、海洋の酸性化などによる生物多様性への影響です。

日本でも、温暖な地域に生育するタケ類・南方系のチョウ類の分布北上や、海水温の上昇によるサンゴの白化などが確認されています。今後も、島嶼や沿岸、亜高山・高山帯など、様々な生態系への影響は避けられないと考えられています。

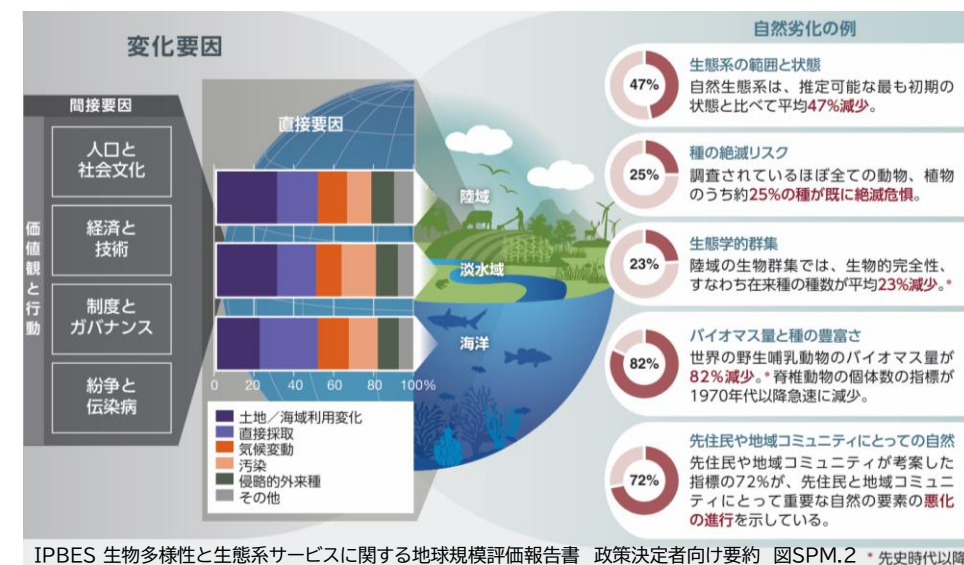


サンゴの白化 出典：環境省生物多様性センター
サンゴの体内には褐虫藻という藻類が共生していますが、水温が高すぎると褐虫藻が外に出たり、死んだりします。その結果、サンゴは色が白っぽくなって、栄養が十分にとれず弱っていきます。

世界的な生物多様性の減少とその背景

生物多様性と生態系サービスの状況は、世界的にも悪化しています。土地利用の変化や資源の直接採取など、人間の活動が悪化の原因であり、その背景には社会・経済・制度や人々の価値観・行動が作用しています。

こうした世界の現状は、私たちの生活と無関係ではありません。日本は、食料やエネルギー等の多くを輸入に頼っており、これらの資源を供給している国の生物多様性の損失につながっています。

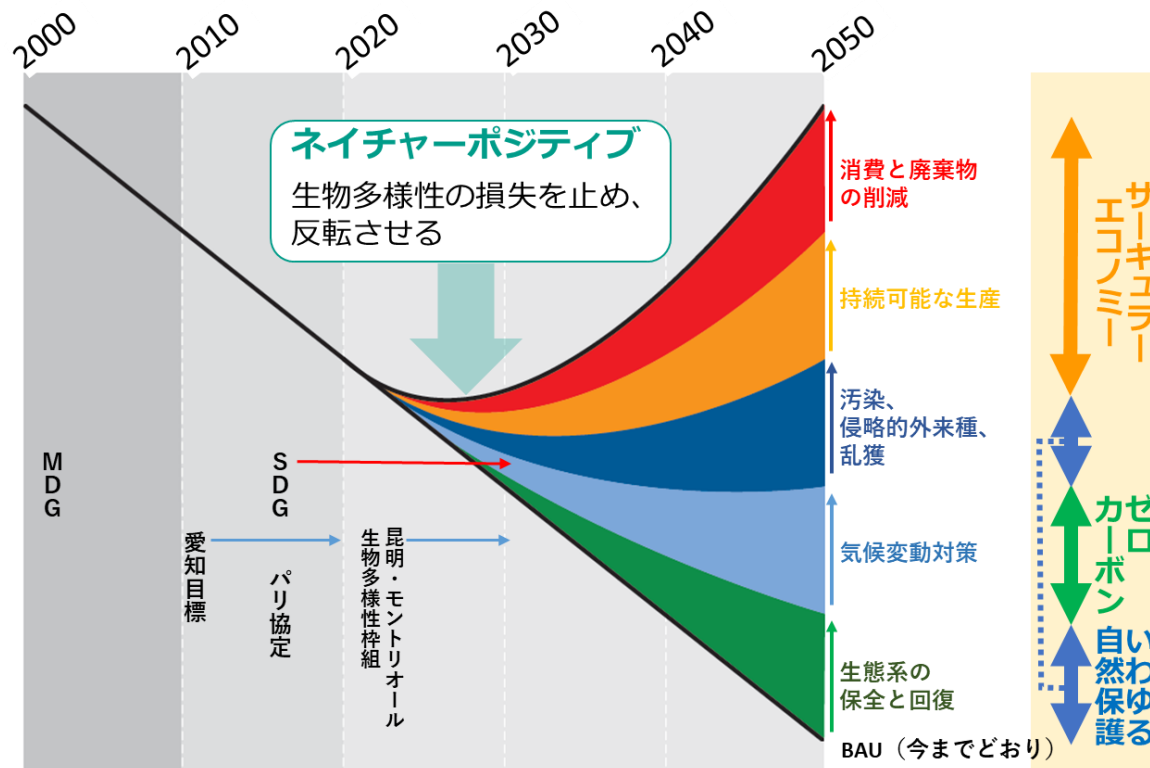


—昆明・モンリオール生物多様性枠組

2030年ネイチャーポジティブ

2022年の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で、愛知目標に代わる世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。自然と共生する世界を2050年までに実現するため、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」、いわゆるネイチャーポジティブを2030年までのミッションとして掲げています。

これまでの自然環境保全の取組だけではなく、気候変動対策、食料などの持続可能な生産、消費と廃棄物の削減など、様々な分野と連携した取組を行わなければ、ネイチャーポジティブは実現できないとされています。



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：「地球規模生物多様性概況第5版（GBOS）」を基に作成

愛知目標とその達成状況

愛知県名古屋市で2010年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で、世界目標「戦略計画2011-2020」が採択されました。2050年ゴールに「自然と共生する世界」、2020年ミッションに「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施すること」が掲げられ、そのために20の目標（愛知目標）が設定されました。

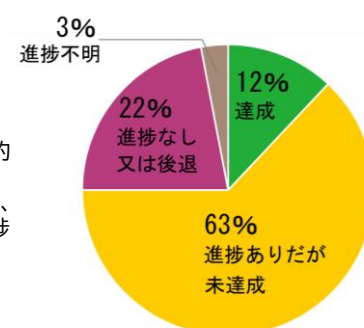
しかし、残念ながら、私たちは現在まで生物多様性の損失を止めることができていません。2020年の生物多様性条約事務局の報告によれば、愛知目標にはある程度の進捗がみられたものの、完全に達成された目標は1つもなかったとされています。



愛知目標採択の瞬間

愛知目標に含まれる具体的な60の要素を評価した結果は、達成7、進捗有り38、進捗なし又は後退13、進捗不明2とされています。

愛知目標の達成状況



昆明・モンリオール生物多様性枠組の特徴

2050年のあるべき姿を示す4つの目標(ゴール)と2030年までに達成すべき23の目標(ターゲット)が設定されています。2030年ターゲットでは、2030年ミッションに掲げられたいわゆるネイチャーポジティブを実現するために、30by30目標や外来種対策等によって生物多様性への脅威を減らす目標や、生態系サービスによって人々の様々なニーズを満たす目標が設定されています。また、これらを実行するためのツールと解決策として、政府だけでなく企業や個人を含む社会全体での取組を求める目標が設定されています。

また、愛知目標と比べて、多くの数値目標(8個)を盛り込み、それぞれの目標の進捗を測る指標を設定するほか、枠組全体の進捗をモニタリング・評価する仕組みを取り入れています。

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール			
自然と共生する世界の実現	ゴール A	生物多様性の保全	ゴール C	生物多様性の持続可能な利用
	ゴール B	遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D	実施手段の確保
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット			
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット1～8		人々のニーズを満たす ターゲット9～13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット14～23

1. 生物多様性への脅威を減らす

ターゲット1	空間計画の策定と効果的管理
ターゲット2	生態系の回復
ターゲット3	「30by30」/保護地域及びOECM
ターゲット4	種・遺伝子の保全、野生生物との共生
ターゲット5	生物の利用、採取取引の適正化
ターゲット6	侵略的外来種対策
ターゲット7	汚染防止、栄養塩類の流出・農薬リスクの半減
ターゲット8	気候変動対策 (含 NbS/EbA)

2. 人々のニーズを満たす

ターゲット9	野生種の持続可能な管理
ターゲット10	農林漁業の持続可能な管理
ターゲット11	自然の恵みの回復、維持及び増大
ターゲット12	都市の緑地親水空間の確保
ターゲット13	公正、衡平な遺伝資源の利益配分 (ABS)

3. 実施と主流化のためのツールと解決策

ターゲット14	生物多様性の主流化
ターゲット15	ビジネスの影響評価・開示
ターゲット16	持続可能な消費
ターゲット17	バイオセーフティ
ターゲット18	有害補助金の特定・見直し
ターゲット19	資金の動員
ターゲット20	能力構築、科学・技術の移転及び協力
ターゲット21	情報・知識へのアクセス強化
ターゲット22	女性、若者及び先住民の参画
ターゲット23	ジェンダー平等

昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造と2030年グローバルターゲット
出典：昆明・モンリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標－ 環境省

昆明・モンリオール生物多様性枠組についてはこちら→



—国家戦略が目指すもの

新たな世界目標が定められた今、私たちはこれまでの経験と教訓を活かして、もう一度、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会の実現に向けて進んでいかなければなりません。

その道筋を示す枠組として、「生物多様性国家戦略2023-2030」が2023年3月に定められました。

この戦略では、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること（ネイチャーポジティブ：自然再興）」を目指しています。



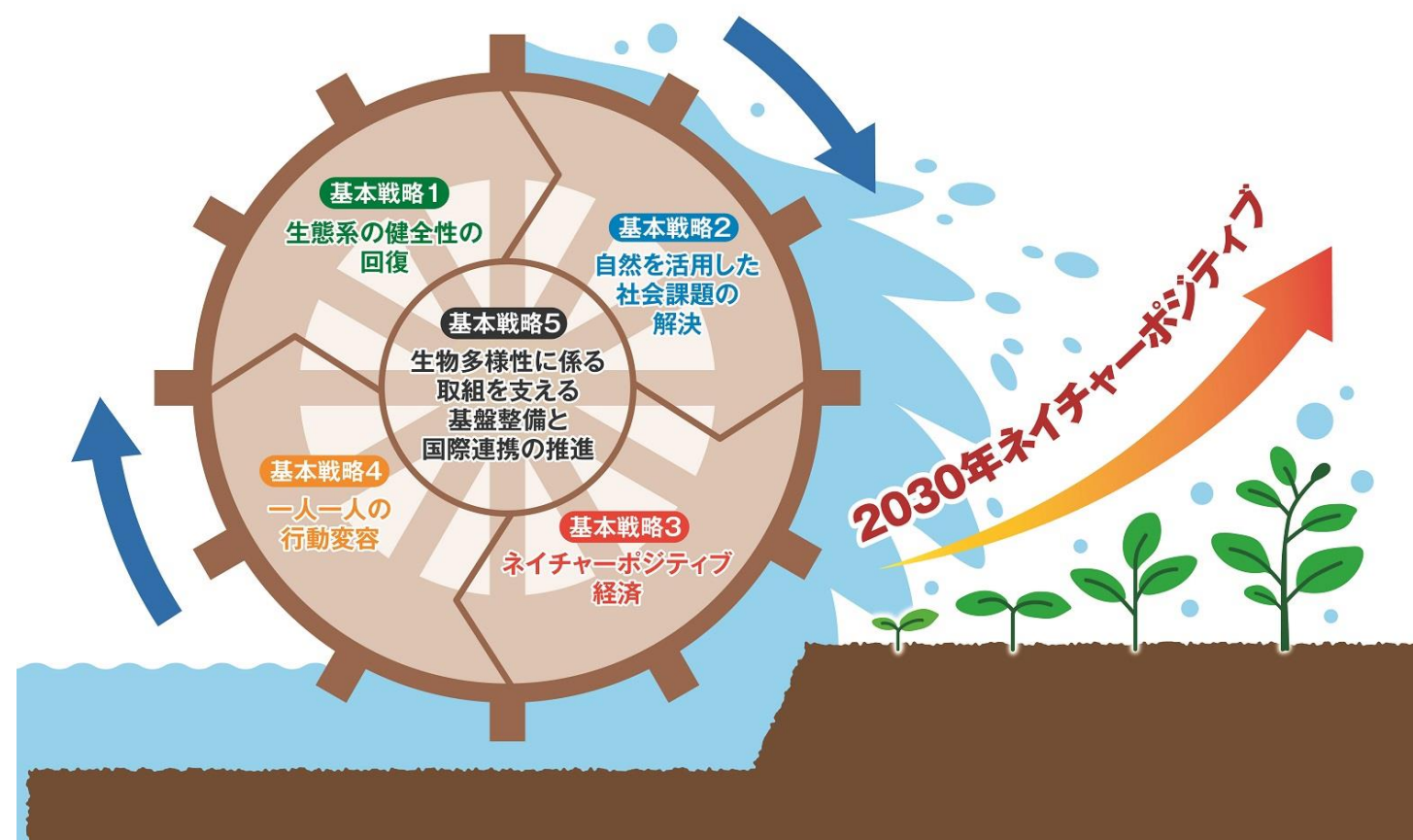
日本各地で山や湖、川を作ったとして伝承されている巨人「だいだらぼし」がモチーフで、地球のポジティブな未来を抱きしめて見守り続けるキャラクターとして制作されました。

—5つの基本戦略

2030年までに残された時間はあと数年しかありません。長い間続いてきた生物多様性の損失を止め、さらに回復させるには、今までどおりの取組では足りず、社会経済全体を変革していく必要があります。

また、カーボンニュートラル(炭素中立)やサーキュラーエコノミー(循環経済)等、他の課題との同時解決も重要です。

これをふまえて、国家戦略では私たちが取り組むべき5つの方向性を基本戦略として定めています。



ネイチャーポジティブ達成に向けた道筋は、力強く回転する水車のはたらきで小さな芽を大きく育てていく様子に例えられます。基本戦略1～4は、相互に連携して働き、基本戦略5はこれらの取組を支える軸となります。

基本戦略1 生態系の健全性の回復

日本の生物多様性の損失はこれまでの取組によって緩やかになりましたが、いまだ危機に直面していることに変わりありません。生態系が健全に保たれていなければ、私たちの暮らしを支える多様な機能は十分に発揮されません。そのため、生態系の健全性を回復するための取組を行います。

場の保全・再生とネットワーク化

2030年までに陸と海の30%以上を効果的に保全する、いわゆる30by30目標を達成するために、国立公園等の保護地域だけではなくOECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)を含めた場の保全と再生に取り組みます。また、生態系の質の向上とネットワーク化により、森・里・川・海のつながりを確保します。



生態系の利用における負荷軽減

森林、農地、都市、河川や湿地、海などの各生態系で農林水産業やインフラ整備といった利用・管理を行うにあたり、生物多様性への負荷の軽減と質の向上を図ります。



野生生物の保全

普通種も含めた全ての生きものを保全するとともに、鳥獣被害対策、二次的自然に生息する種も含めた希少種の域内保全、外来種対策などにより、人間と生きものの適切な関係を再構築します。



身近な自然を含む多様な場の保全—「30by30目標」と「自然共生サイト」

私たちが自然の恵みを将来にわたって得るためには、現在は絶滅危惧の状態にない普通種も含めて、生き物の生息・生育地や繁殖地となる場所を保全することが必要です。このような背景から、新しい世界目標の一つとして、30by30目標が設定され、OECMを増やすことが目標達成のカギとされています。

日本では、OECMの設定を推進するために、2023年度から「自然共生サイト」認定がスタートしました。自然共生サイトは、里地里山や企業林、都市の緑地といった民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域として環境大臣が認定するもので、企業・地方公共団体等による有志連合(生物多様性のための30by30 アライアンス)の協力も得ながら、多様な場所が認定を受けています。また、2024年4月に成立した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」により、自然共生サイトのような生物多様性が豊かな場所における活動に加え、管理放棄地等において生態系を回復又は創出するものも含めて民間等による自主的な活動を更に促進していきます。



基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決

日本は人口減少・高齢化や気候変動などの社会課題に直面しており、その一方で、自然が活用されないことによる里地里山の劣化や鳥獣被害が起きています。これをふまえ、自然の恵みを活かして、地域経済の活性化や気候変動緩和・適応など様々な社会課題の解決につながる取組を行います。

自然を活かした地域づくり

自然を活かした地域の魅力向上と経済活動の促進を行います。また、都市と農山漁村のつながりを拡大し、自然を活かしたワーケーション・多拠点居住などを推進します。

気候変動対策との両立

CO2吸収源である森林、藻場・干潟、湿地等の保全や、自然の機能を活かした自然災害対策等を行います。また、不適切な形で再生可能エネルギー導入を防ぐなど、気候変動対策による生物多様性への負の影響を最小化します。

鳥獣対策

里地里山の資源利用やゾーニング等による人と鳥獣のすみ分けや、鳥獣捕獲・利活用の担い手確保、専門人材の育成を進めます。また、野生鳥獣に関する感染症による生物多様性への影響を抑えるための調査・モニタリング等を進めます。



NbS(自然を活用した解決策)

気温上昇や異常気象といった気候変動は地球規模での切迫した課題であり、日本を含む多くの国が「2050年カーボンニュートラル」を掲げて対策に取り組んでいます。一方で、生物多様性の損失もまた、地球環境の持続可能性に関わる重要な課題です。気候変動と生物多様性の損失は互いに影響しあっていることから、相反しないよう同時に解決する必要があるとされています。

このような背景から、近年、NbS(Nature-based Solutions; 自然を活用した解決策)が注目されています。NbSは、自然の多様な機能を活かすことで様々な社会課題の解決につなげる考え方です。たとえば、森林を健全に管理・保全することでCO2の吸収源となり、さらにその保水機能が洪水の緩和など気候変動への適応につながり、森林の生態系も保全することができます。このように、NbSには主目的のほかにも複数の効果をもたらすという特徴があり、高い費用対効果が期待されています。



IUCNによるNbSの概念図
出典: 自然に根ざした解決策に関するIUCN
世界標準の利用ガイダンス、
IUCN(2020)

NbSによる気候変動適応策の例

基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現

企業等の事業者は、商品・サービスの提供等のために、何らかの形で自然を利用し、同時に国内外の生物多様性に影響を与えています。生物多様性に配慮した事業活動は社会経済の変革に不可欠であり、持続可能なビジネスの機会でもあることから、これを支えるためにネイチャーポジティブ経済の実現に向けた取組を行います。

ネイチャーポジティブ経営

企業等の事業者が生物多様性への配慮を経営戦略に組み込んでいけるよう、生物多様性への影響の評価や、経営上のリスク・機会の分析、目標設定や情報開示の手法について、企業などと連携・協働して、知見の集積と発信を行います。

ESG投融资

ESG投融资を促進するため、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)等をふまえた情報開示等について、金融機関等に助言します。また、グリーンインフラや生態系の保全再生を通じて、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用を促進します。

持続可能な農林水産業

「みどりの食料システム戦略」に掲げる有機農業等を推進し、持続可能な森林管理と木材利用を促進するなど、持続可能な農林水産業を拡大します。



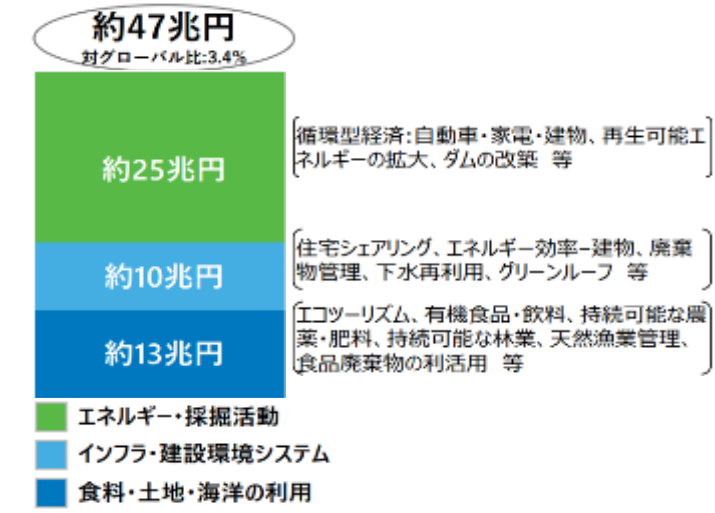
ネイチャーポジティブ経済への移行

ネイチャーポジティブ経済への移行は切迫した課題であると同時に、大規模な雇用の創出やビジネスチャンスにもつながるとされており、国際的な動きが強まっています。2023年には、TNFDから情報開示のための枠組が示されたほか、G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合において、知識の共有や情報ネットワークの構築の場である「G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス(G7ANPE)」が新たに設立されました。

日本でも、2023年4月にTNFD等の情報開示の方法や事例を掲載した「生物多様性民間参画ガイドライン第3版」を公表するとともに、2024年3月にネイチャーポジティブの取組を行うにあたり、企業が押さえるべき要素、新たに生まれるビジネス機会の具体例等を明らかにした「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定しました。日本においてネイチャーポジティブ経済への移行により生まれるビジネス機会の規模は、2030年時点で約47兆円と推計されており、国の施策によるバックアップも通して、ネイチャーポジティブ経済への移行を進めていきます。



生物多様性民間参画ガイドライン第3版



日本における2030年ネイチャーポジティブビジネス機会金額推計
出典: ネイチャーポジティブ経済移行戦略参考資料集、環境省

基本戦略4

生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

人々の意識に生物多様性の重要性が浸透していないことが、生物多様性の危機の根底にあります。その背景には、人々の暮らしと自然の関わりが薄れている状況があります。これをふまえ、生活・消費活動と生物多様性の関わりを現代に合う形で取り戻す取組により、一人一人の具体的な行動の変容を促します。

理解増進・人材育成

一人一人の暮らしにおける生物多様性の重要性について、情報発信やデータ提供を行います。また、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場において、生物多様性に関する環境教育・環境学習の推進を図ります。



消費活動における配慮

日常生活における消費活動に、地産地消の推進や食品ロスの削減、再生品等の優先的な購入、環境ラベル製品や認証品等の選択等の生物多様性に配慮した選択肢を増やし、広く普及させるための取組を行います。



文化の継承・自然とのふれあい

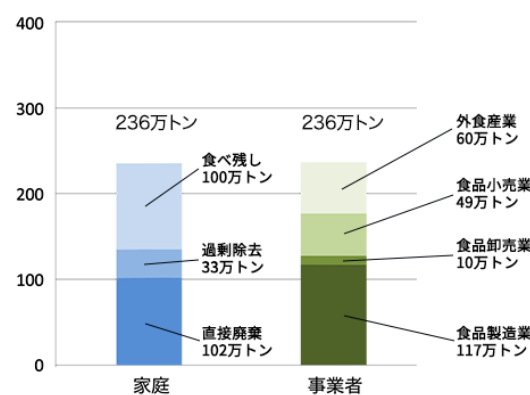
地域の自然に根ざした食などの伝統文化や、自然と共生するという自然観の継承を進めます。また、都市に住む人が自然とふれあえるよう、市街地やその周辺で緑地や農地、里山林を確保し、農山漁村との交流を促進します。



消費活動と生物多様性

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のライフスタイルは、気候変動や天然資源の枯渇だけでなく、生態系の劣化にもつながります。このため、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現は生物多様性保全の取組としても重要です。

たとえば、2022年度には食品ロスが約472万トン発生したとされていますが、家庭でも、買い物・注文・保存等での工夫やフードドライブ等への寄付を通して、これを減らすことができます。また、何かを買うときに、価格や品質だけでなく、環境への負荷を考慮することも大切です。環境ラベルは、持続可能な農林水産業によって生産された商品や、再生品・再生可能な商品等に表示されており、商品・サービスを選ぶ際の参考になります。



食品ロス発生量(2022年度推計)
出典:食品ロスポータルサイト、環境省



レインフォレスト
アライアンス認証



FSC認証



GOTS認証



有機JAS認証



ASC認証



MSC「海のエコラベル」



SGEC認証



PEFC認証

SGEC/PEFC日本の許可を得て掲載しています。

環境ラベルの例

※ここに紹介する環境ラベル等は、それぞれの団体、事業者の責任において実施されているもので、全ての環境ラベルを網羅しているものではありません。また、これらの環境ラベル等により提供される情報の内容について環境省が保証するものではありません。

基本戦略5

生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

生物多様性保全は、地方公共団体や民間を含む様々な主体の取組に支えられています。また、海外への資源の依存や、国際的な物流の影響を考えると、国を越えた協力も必要です。これらを踏まえ、国内の取組を支える基盤整備と、地球規模での生物多様性保全と持続可能な利用への貢献を推進します。

情報基盤の整備

生物多様性に関する基礎的な情報やデータを収集・整備するほか、オープンデータ化やAPI連携などのデータ利活用に役立つ情報基盤の整備を行います。また、衛星画像やドローン等を用いたモニタリングについて、デジタル技術の開発を支援します。



法制上の措置等と地域計画

法改正や予算確保だけでなく、利用者負担の拡充や、地方・民間への財政支援につとめます。また、生物多様性地域戦略をはじめ、地域ごとに生物多様性を考慮した空間計画が策定され、様々な分野を統合した取組が行われるようにします。



国際連携

SATOYAMAイニシアティブの推進やランドスケープアプローチを組み込んだ生物多様性国家戦略の策定支援、途上国の能力構築支援など、日本の知見や経験を活かした国際協力を進めます。



SATOYAMA イニシアティブとランドスケープアプローチ

里地里山など、人の手が入ることで維持・保全されてきた二次的自然は、日本の特徴的な自然環境です。COP10で環境省と国連大学サステナビリティ高等研究所(UNU-IAS)が提唱した「SATOYAMAイニシアティブ」は、二次的自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を国際的に推進することにより、自然共生社会の実現を目指しています。

近年、SATOYAMAイニシアティブでも採用されている「ランドスケープアプローチ」が、生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に進めるため注目されています。地域における自然環境と社会的条件を総合的にとらえた上で、課題を解決するための土地・空間利用等を導き出すもので、自然を活用した解決策(NbS)を進める上でも有用と考えられます。



里山のモザイク状の土地利用(福岡県志賀島)



SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)総会

国家戦略が描く2030年の社会では、
自然を守り、自然を活かす取組が行われ、
人と生きものが共に暮らしています。



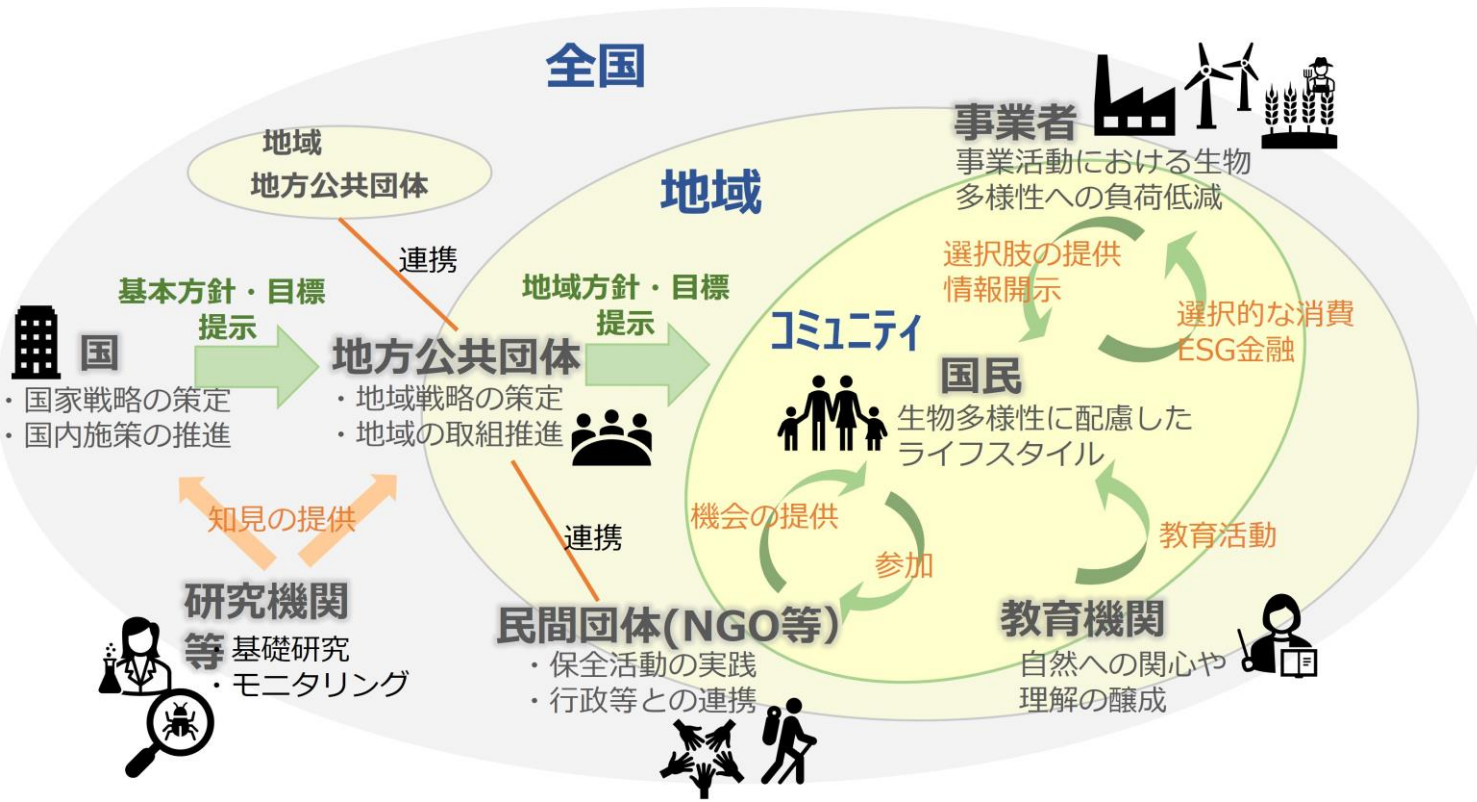
―各主体に期待される役割と連携

ネイチャーポジティブを達成するには、社会を構成する様々な主体が互いに連携・協力・協働しながら、主体的に行動する必要があります。

たとえば、国や地方公共団体は国家戦略・地域戦略で取組の大きな枠組や方向性を示しますが、それには研究機関が基礎研究やモニタリングで得た知見が不可欠です。

学校や博物館等の教育機関は、教育や自然体験によって国民の関心・理解を高め、民間団体は、その活動を通して生物多様性の保全に参加・協力する機会を提供することが期待されています。また、企業などの事業者は、商品・サービス等において、消費者に生物多様性に資する選択肢を提供することが求められます。

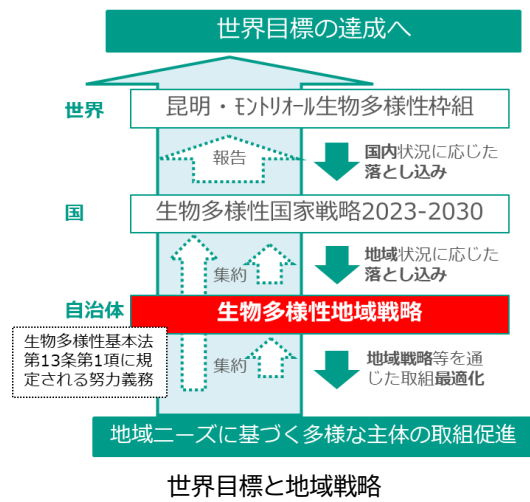
このような社会・経済の変化も踏まえ、国民一人一人が自然の恩恵を認識し、自分の生活による影響を考えて、持続可能なライフスタイルに転換していくことが重要です。



魅力的で持続可能な地域づくり―生物多様性地域戦略

生物多様性地域戦略は、地方公共団体が国家戦略をふまえて、各地域の自然と社会にあわせて定める枠組です。地域戦略の策定は全国的には順調に進んでいますが、よりきめ細かな取組のために、市区町村を含めたさらなる充実が必要です。また、ネイチャーポジティブ実現に向けては、自然の保全だけではなく、自然を活用した地域づくりという視点での戦略の策定や見直しが重要です。

「生物多様性地域戦略策定の手引き(令和5年度改定版)」では、生物多様性国家戦略2023-2030をふまえて、魅力的で持続可能な地域づくりについての考え方や、策定の参考となる情報を示しています。



地域戦略の例(阿南市)

2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)

2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)は、日本経済団体連合会会長(十倉雅和氏)を会長とし、各界・各層に発信力・影響力を持つ経済団体・自治体ネットワーク・NGO・ユース・関係省庁等の約40団体が加盟する、産官学民からなる連携プラットフォーム(事務局は環境省)です。世界目標に対応した国家戦略の達成に向け、国内のマルチステークホルダーの参画及び自発的な取組と連携の促進を目的に活動しています。シンポジウムやビジネスマッチングイベント等の開催や「ネイチャーポジティブ宣言」の呼びかけ等を行っています。



生物多様性枠組実現
日本会議(J-GBF)



J-GBF 第二回ビジネスフォーラム・経団連自然保護協議会シンポジウム



ネイチャーポジティブ宣言の例(佐渡市)

昆明・モントリオール生物多様性枠組の達成に向けて

―国家戦略を動かす仕組み

生物多様性国家戦略2023-2030では、5つの基本戦略について、2030年までに達成すべき状態を示す「状態目標」と、状態目標を達成するために実施すべき行動を示す「行動目標」を設定しています。これらの目標は、昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標に対応する形で設定されています。

各目標には達成度を測るための指標や個別の施策を設定しており、2年に1度の点検と国際的なプロセスを踏まえた評価を行います。その結果をふまえ、必要に応じて、国内および世界の目標の達成に向けた見直しを行います。

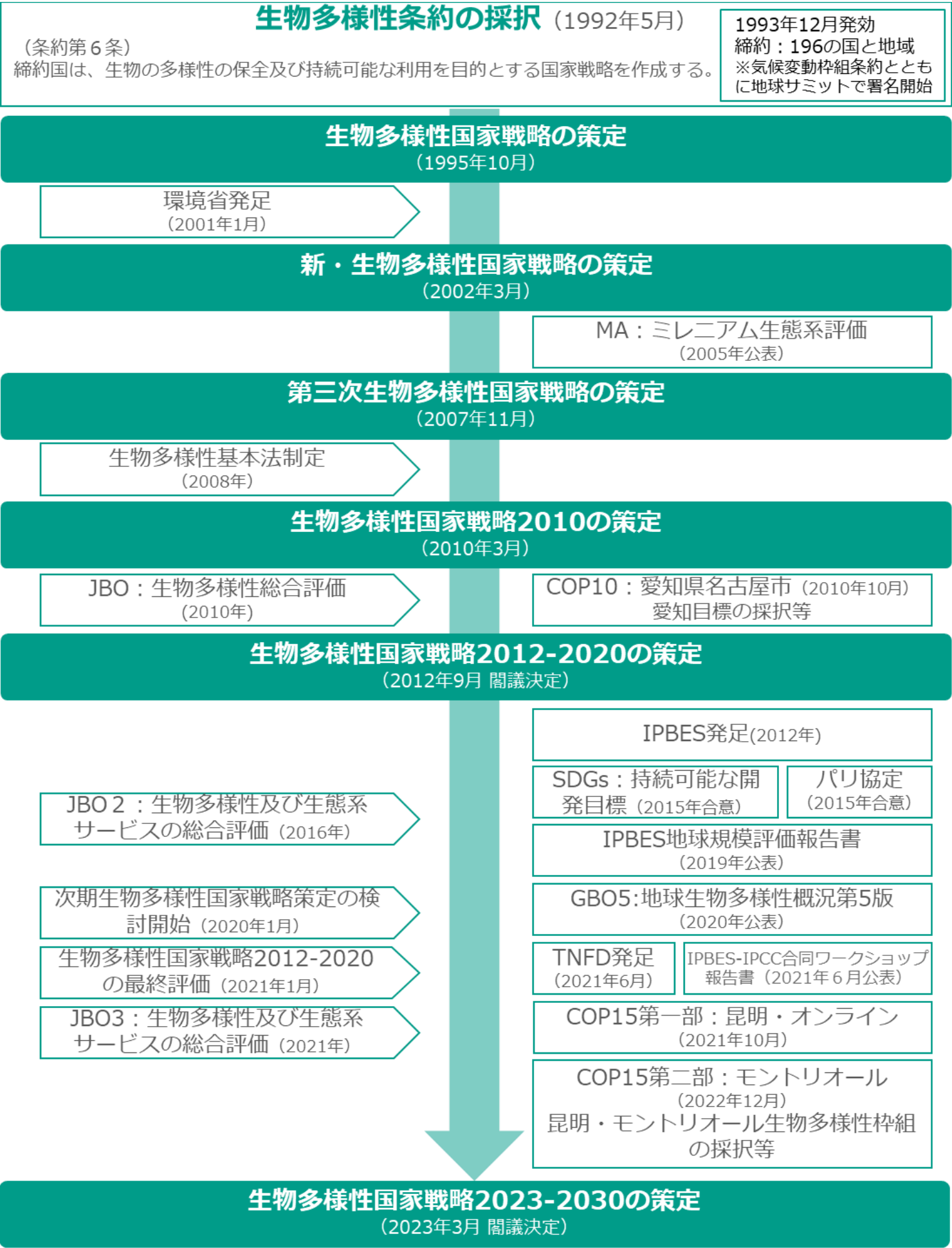
生物多様性国家戦略2023-2030と昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標の対応

昆明・モントリオール 生物多様性枠組		2050年 ゴール		2030年ターゲット																								
				(1) 生物多様性への 脅威を減らす								(2) 人々のニーズを 満たす					(3) ツールと解決策											
生物多様性国家戦略2023-2030		A	B	C	D	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
基本戦略1 (生態系の健全性の回復)	状態目標1-1	○				○	○	○				○	○	○														
	状態目標1-2	○				○	○		○	○	○	○	○	○														
	状態目標1-3	○							○													○						
	行動目標1-1	○						○																				
	行動目標1-2	○				○	○																					
	行動目標1-3	○											○	○														
	行動目標1-4	○												○														
	行動目標1-5	○							○	○																		
	行動目標1-6	○							○													○						
基本戦略2 (自然を活用した社会課題の 解決策)	状態目標2-1		○											○		○	○											
	状態目標2-2		○											○		○								○				
	状態目標2-3		○						○	○				○														
	行動目標2-1		○												○													
	行動目標2-2		○											○		○	○											
	行動目標2-3		○											○		○								○				
	行動目標2-4		○											○											○			
行動目標2-5		○						○	○					○														
基本戦略3 (ネイチャーポジティブ 経済の実現)	状態目標3-1				○															○				○				
	状態目標3-2		○																	○				○	○			
	状態目標3-3		○							○		○		○	○													
	行動目標3-1				○															○				○				
	行動目標3-2		○																	○					○			
	行動目標3-3				○														○		○							
	行動目標3-4		○							○		○		○	○													
基本戦略4 (一人一人の行動変容)	状態目標4-1		○													○				○						○		
	状態目標4-2		○																	○		○						
	状態目標4-3		○					○																○		○	○	
	行動目標4-1		○																							○		
	行動目標4-2		○														○											
	行動目標4-3		○																	○								
	行動目標4-4		○																	○		○						
	行動目標4-5		○					○																○		○	○	
基本戦略5 (生物多様性に係る取組を支 える基盤整備と国際連携の推 進)	状態目標5-1				○	○										○			○					○	○	○	○	
	状態目標5-2				○																	○	○	○				
	状態目標5-3				○																			○				
	行動目標5-1				○															○				○	○			
	行動目標5-2				○															○				○	○	○		
	行動目標5-3				○	○												○		○						○	○	
	行動目標5-4				○																	○	○					
	行動目標5-5				○																				○			

※昆明・モントリオール生物多様性枠組のゴール・ターゲットについてはp.9を参照ください。

生物多様性国家戦略2023-2030 目標一覧

基本戦略1 生態系の健全性の回復	
状態目標1-1	全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している
状態目標1-2	種レベルでの絶滅リスクが低減している
状態目標1-3	遺伝的多様性が維持されている
行動目標1-1	陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
行動目標1-2	土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
行動目標1-3	汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する
行動目標1-4	気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する
行動目標1-5	希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める
行動目標1-6	遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する
基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決	
状態目標2-1	国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している
状態目標2-2	気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている
状態目標2-3	野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している
行動目標2-1	生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する
行動目標2-2	森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
行動目標2-3	気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
行動目標2-4	再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
行動目標2-5	野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する
基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現	
状態目標3-1	生物多様性の保全に資するESG投資資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている
状態目標3-2	事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる
状態目標3-3	持続可能な農林水産業が拡大している
行動目標3-1	企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投資資を推進する基盤を整備し、投資資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
行動目標3-2	生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
行動目標3-3	遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
行動目標3-4	みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる
基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）	
状態目標4-1	教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている
状態目標4-2	消費行動において、生物多様性への配慮が行われている
状態目標4-3	自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている
行動目標4-1	学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
行動目標4-2	日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる
行動目標4-3	国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
行動目標4-4	食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する
行動目標4-5	伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する
基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進	
状態目標5-1	生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている
状態目標5-2	世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている
状態目標5-3	我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている
行動目標5-1	生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する
行動目標5-2	効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う
行動目標5-3	生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
行動目標5-4	生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う
行動目標5-5	我が国の知見を活かした国際協力を進める



写真提供 p.3 アカマルハナバチ、p.6 ミナミメダカ、コガタノゲンゴロウ、p.7 ヒアリ：（一財）自然環境研究センター
イラスト 表紙、p.11～15 上段、p.16～17： 一日一種 p.10 下段： 瞬報社写真印刷(株)